地域材活用木造住宅振興事業について

※ 平成22年1月上旬募集開始予定

「地域材活用木造住宅振興事業」とは

「地域材活用木造住宅振興事業」は、地域材を活用する木造住宅を振興するため、都市部の大消費地等における地域材を活用した展示住宅の整備や地域材活用に関する技術研修への助成を行う事業者向けの補助事業です。

事業の内容・流れ

- ① 下記の要件を満たす木造展示住宅の整備、木材生産現地研修会の開催に関する事業計画を公募します。
- ② 書類審査(必要に応じてヒアリング審査を実施)により、補助を行う事業を採択し、通知します。
- ③ 採択事業に対し、木造展示住宅の建設費、木材生産現地研修会の開催に要する費用の一部補助を実施します。
- ※ 補助金の額については、下記の範囲内となりますが、審査採択にあたって、事業者の応募申請額を下回る決定 をさせていただく場合があります。
- ※補助金の交付は、展示住宅の整備等が終わり、実績報告書を適正に提出した後になります。

展示住宅の整備



1戸当たり 建設費の<mark>9割以内</mark> かつ**2,000万円を限度** に補助

木材生産現地研修会 の実施



1事業者当たり **200万円を限度**に 補助

1事業者(1団体・グループ)当たり最大で2,200万円の補助が受けられます。 (ただし、応募申請額を下回る決定をさせていただく場合があります。)

《補助の要件(展示住宅の整備)》

産地証明等がなされている 地域材の使用

高い普及効果が見込まれること

当該展示住宅を活用した実務者への啓発

《補助の要件(展示住宅の整備)》の 詳しい内容は裏面へ



応募者の資格

応募者は、以下のいずれかに該当する方です。展示住宅の整備については、1応募者あたり1棟のみの 応募とします。

- ① 住宅の建設工事を行う事業者
- ② ① の事業者が組織する団体・グループ(ただし、公益法人は除く。)

注:要件や申込先等、募集の詳細については準備が整い次第、国土交通省ホームページに おいてお知らせします。(平成22年1月上旬募集開始予定)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou.top.html

【お問い合せ】国土交通省住宅局木造住宅振興室 (電話)03-5253-8111(代)

補助の要件(展示住宅の整備)

·要件①産地証明等がなされている地域材の使用

産地証明等がなされている地域材(下記のいずれかの木材)を使用すること

【産地証明等がなされている地域材】

- ① 都道府県が定める認証木材
- ② ①以外の第三者機関が認証した森林から生産された木材 (FSC、SGEC、PEFCなどの認証制度)
- ③ 合法性が証明された木材
- ④ 木材表示推進協議会が定める産地証明がされた木材
- ⑤ 上記に掲げるほか、産地が書面などにより証明された木材

など



·要件②高い普及効果が見込まれること

高い普及効果が期待できること(下記の内容について評価)

【本事業における普及効果の評価】

- ・建設予定地域の規模《例:〇〇県〇〇市〇〇番地(人口〇〇万人)》
- 建設予定地の立地特性《例:住宅展示場、分譲宅地、自社所有地》
- · 完成後の展示期間《例: 〇年〇ヶ月》

など



要件③当該展示住宅を活用した実務者への啓発

住宅生産者(大工・工務店、設計者等)、木材産業関係者等を対象として、<mark>当該展示住宅の建設過程</mark>(住宅の棟上げ以降で、内装工事よりも前の工程の工事中の現場)を実際に見て学ぶ勉強会を実施すること

補助の対象となる費用

- ① 木造展示住宅の建設費
 - ・主体工事費(建築主体の工事に要する費用をいう。ただし、建築主体と分離して設けられる受水槽、 煙突その他これらに類する工作物の設置工事に要する費用を除く。)
 - ※屋内電気設備工事費、屋内ガス設備工事費、屋内給排水設備工事費は、補助対象となりません。
- ② 木材生産現地研修会の開催に要する費用
 - ・住宅生産者等を対象とした木材生産現地研修会の開催費用のうち講師謝礼金、講師旅費、印刷製本費、研修会場借上費
 - ※ ②のみの申請の場合、平成21年度内に事業完了及び実績報告ができるものを条件とします。ただし、応募者の責によらない気象の 影響などを勘案できる場合は、この限りではありません。

注:本事業は、平成21年度2次補正予算の成立を前提とするものであり、本資料 に記載している内容については、今後変更することがあります。